

総務産業常任委員会会議録

日 時 令和元年12月23日（月曜日）14時00分～14時40分
場 所 議員控室
出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、工藤委員、森議長
欠席者 阿部委員
オブザーバー 金木議員、平山議員、小寺議員、舟見議員、村田副議長
事務局 豊島事務局長、杉野係長

逢坂委員長（開会） 14:00

どうもご苦労さまでございます。ただいまから総務産業常任委員会を始めてまいりたいと思います。

本日の案件でございますが、税務全般における収納状況についてということでございます。年末で何かとお忙しい中、また、財務課も今月、さらには来月からは次年度予算の編成等ありまして大変お忙しいと思いますが、今日はどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、早速担当課のほうから説明をよろしく願いいたします。

1 税務全般における収納状況について

担当課説明

説明員 財務課 大平課長、山川係長

大平課長 14:00～14:08

それでは、私からご説明をさせていただきたいと思います。お配りしております資料に基づいて説明させていただきますが、あらかじめご承知いただきたいのが、今回は税務全般ということでしたので、公営住宅等々の使用料等の税外収入については、うちで収納管理等はしてございますけれども、基本的には所管課で対応する案件となっておりますので、税外収入につきましては対象から外させていただいております。また、今回の年度ですけれども、平成27年度から今年度の数字を載せさせていただいております。平成27年度から平成30年度につきましては決算の数字を転記させていただいております。今年度分については11月末現在の数字を使わせていただいております。それでは、説明を座ってさせていただきます。

まず、1 ページ目の町民税、こちらでございますけれども、個人と法人に分かれてございます。個人につきましては、現年分につきましてはおおむね99%台をキープしております。滞納分につきましては、どうしても現年分を重点的に徴収するという考えもございまして、伸びが余りよろしくない状況にはなっております。現、滞合わせると毎年98%台という形になってございます。法人税につきましては過去ほぼほぼ100でいっていただけますけれども、たまたま前年度、過年度分の申告等々遡及した部分がございます、若干滞納という形で起こしておりますけれども、こちらもなるべく100%になる形で進めていきたいというふうに考えております。個人、法人合わせますと、現年分についてはどちらも合わせて99%台、滞納分が入りますと98%台という形になっております。金額的には各年度3 億円程度を確保している状況になってございます。

次のページをごらんください。固定資産税と固有資産等所在市町村交付金及び納付金という形になっております。固定資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国ですとか道から固定資産税見合いの部分、こちらが交付金という形で入っております。固定資産税につきましては、各年度98から99%台で現年分は徴収しております。滞納分につきましては、会社が無くなった部分もございまして、収入が進んでいないところでございます。現、滞合わせると85%台という形になってございます。できるだけこちらも収納率を伸ばしたいというふうには考えてございます。

次に、3 ページの軽自動車税と町たばこ税でございます。軽自動車税につきましてはほぼ100%で推移してございます。若干滞納分ございますけれども、こちらも解消したいという形で進めております。金額的には、軽自動車税につきましては平成28年度に税制改正がございまして、台数等々はふえてございませませんが、1,800万円程度の収入という形になっております。たばこ税につきましては、一時期多かったのでございますけれども、たばこ離れ等ございまして、最近では8,000万円を切る程度の収入という形になってございます。

次、4 ページをごらん願います。都市計画税と入湯税でございます。都市計画税につきましては、各年度99%台で現年分は推移してございます。滞納分につきましては、固定資産税と同様に、1つの会社等々所在が無い部分もございまして、収納が上がっていないという状況になってございます。合わせますと80%台の中ぐらいから後半ぐらいまでで推移をしてございます。入湯税につきましては、ホテルから利用に見合った部分が入っているのですが、若干利用が減っておりますので、最近では700万円を切る状況となっております。

次、5 ページが町税、一般会計に関する部分の積み上げとなっております。総額でおおむね7 億円台の収入という形になってございます。収納率でいきますと93%程度という形になってございます。

次、6 ページ目でございます。こちらは国民健康保険税となっております。ほかの税の徴収との兼ね合いがございまして、収納率が若干下がっている状況となっております。

す。以前は99%ですとか98%台だったのですけれども、近年は97%台と低迷している状況となっております。滞納分も合わせますと90%前半程度という形で若干落ち込んできておりますので、今年度はこちら重点的に収納を行いたいという形で思っております。

最後、7ページにつきましては、不納欠損額という形になってございます。各年度、徴収ができないとなった分については不納欠損という形で対応させていただいております。町民税等につきましては、生活が逼迫しているという状況等で不納欠損という形で落としてございます。固定資産税等につきましては、所在不明ということで、消滅時効という形で落ちているのがほとんどという形になってございます。

甚だ簡単なのですけれども、説明は以上とさせていただきますけれども、この後質疑等々あると思うのですけれども、税という中身なものですから、個別な案件がございましたらお答えできない部分もございますので、そちらはご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

逢坂委員長 14:08

どうもありがとうございました。ただいま説明を受けまして、これから質疑、答弁等を行いたいと思いますが、挙手にてそれぞれよろしくお願いをいたします。それでは、何かご質問等ございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:08～14:40

森 議 長 久しぶりに収納状況について委員会その他、昔は予算委員会を必ず設けてということで、その時々の中で問題になっていたのは不納欠損の問題がありまして、今日は財務課ということですので税だけですけれども、それ以外の給食費だとかそういうものなんかも同じような扱いをしている中でかなりの金額に上っているという、そういうときもありまして、その理由についてやりとりしたことがあったような気がします。大変初歩的なことで申しわけないのですが、不納欠損処分の基本的な理由も含めた対応というのを羽幌町としてはどうしているのかということの説明していただきたいと思います。

大平課長 税外につきましては強制徴収権等がないとかそういう部分ありますので、今回僕からは差し控えさせていただきますけれども、税に関しましては、普通の流れでいくと、滞納処分をするという部分でいきますと、納期が

過ぎましたら 20 日をめどに督促状を発送いたしまして納付を促す。対応がなければ催告という形で、電話催告ですとか各家庭を回るですとかそういう形で再度納付を促す。それでも対応がなければ財産を調査等々して、取れる財産があれば差し押さえ等々させていただく形になっております。ただ、これをやっていくときに生活が著しく逼迫しています、生活保護ですとかとなりますと、滞納処分を停止するという形になります。こういった部分でいきますと、状況が変わらないで 3 年間続いてしまいますと、地方税法に基づいてまずは今で言う不納欠損という形で落とさせていただくものがございます。これ以外に、徴収はしたいのですけれども、先ほどちょっと申し上げさせていただきましたけれども、会社等々なくなってしまうという部分で、徴収権については 5 年間不行使という形になりますと、それについても地方税法の適用で不納欠損という形で落ちていく。何らかの動きがあるまでは待っておりますので、会社等々で何らかの動きがあって財産が処分される形になれば押さえたりという形になりますけれども、なかなかそういう部分も出てきませんので、そういうところについても不納欠損という形で落とす形で動いております。

以上です。

森 議長

わかりやすい部分でいえば、亡くなったとか、身寄りがいないとか、それとかなのですけれども、問題なのは時効にかけて、そこでやる間の処理とかというのは、先ほどの説明では督促を出してということですがけれども、つけ加えると、誓約書を書かせて、分納だとかということは何年間にやるということはやる。その上で、ここ何年か、昔よりも競売とかに差し押さえしてかける例もあるのではないかなと思って、頑張っているなと思っていた部分もあるのですけれども、どうしても相手によっては難しいということもあると思います。

そこで、先ほど 3 年続くと事実上チャラというか、そういうふうになるということですがけれども、公的には税は時効 5 年、そういう表現があったかどうかかわからないですがけれども、時効延長の手続を踏むと最大 5 年までできるということをご存じだと思うのです。つまり、10 年間要求する権利を、そういう言い方が正しいかどうかかわからないけれども、保持できるのです。ところが、死亡だとかそういうのは別にして現実に住ん

でいる方なんかでも、3年続いたからもう無理だよねということで処理してしまう。本当は税外のほうが圧倒的に多いのだと思うのだけれども、相手もわかっていて、こうしていると消えるのだということで、実際にはそれを繰り返す。3年頑張れば3年後に消えるから、また3年頑張れば3年後に消えるとかと言って、税外のほうで何十年間も一切払わないで終わったとかというのがかなり昔の議会で問題視されたことがあるのです。

そこで、少なくとも金額は少ないけれども、町民税が発生しているということは収入があるからなので、生活保護だとかそういう部分にはこういうのは発生しない部分があるのです。今困っていても過去はよかった、これから先どうなるかとかということもあるので、時効延長手続なんかを最近とったことはあるのですか。

大平課長

僕の説明がよろしくなかったのかなと思うのですけれども、3年間で停止ということでやっている部分なのですけれども、滞納が発生している。うちとしては処分を行いたいののですけれども、ここについては生活保護になってしまって、そのままいくという形で3年という形がほとんどです。なので、払わないから3年間で来てしまったというわけではなくて、生活の逼迫ということで生活保護が続いている関係でそのままいってしまうので、不納欠損という形で行っている部分です。

あと、先ほど議長が心配されていた払わないままでいけばという形で、一旦なくしてしまっただけを繰り返すという部分があるのではないかとことでしたけれども、税でやっている場合は督促、催告等をしたときに、先ほども出てきました分納という形を必ずとる形にしています。分納していきますと、またずるずるとたまっていったなかなか減らないというがあるので、基本は分納というのは最後の手段だというふうに考えておりますけれども、時効という部分をとめるという形で必ずできる範囲で、払えない約束をしても仕方ありませんので、履行できる形の分納誓約をとった上でまずは履行していただいております。ある程度の期間、それぞれの状況によって変わってきますけれども、状況が変わった段階で再度来ていただいて分納を取り直しして、少しでも早目に対応が終わるという形を理解していただいた上で進めるという形を行っておりますので、100%そうだったのかと言われると自信ありませんけ

れども、毎年度不納欠損で落としている部分では、相手がわかっていて、払わなかったから不納欠損という形で落としていたということはないというふうにご理解願います。

森 議長 個人的な印象にしたほうがいいと思うのです。正確にはわからないから。でも、間違っていないと思うのですが、ここ10年、はっきりした年数は言えないですけれども、以前よりかなり厳しく、収入があったら税金を納めるのは当たり前のことですけれども、大変な仕事であるという前提を押さえた上で担当課はきちっとやっているなというのが本当のところ。これが緩くなったり、先ほど言った特例みたいなこともかつてはあったような気がしますし、今は羽幌町はきちっと取りに来るよ、場合によっては差し押さえも来るよというのがそういう部分では浸透していますから、町民にも払うものは払わなければならないというようなことは伝わっているような気がします。1、2%のことまで責め立てる気はないのですが、ここで緩めたらもとに戻る可能性もありますので、そういう意味であえて確認の質問をさせていただきました。頑張ってください。特にこれ以上の質問はありません。

逢坂委員長 ほかにありませんか。

磯野副委員長 今の不納欠損のことなのですけれども、固定資産税と都市計画税というのは連動する部分だと思うのですけれども、固定資産税の未納というのは同時に都市計画税も未納という形になるのですか。

大平課長 都市計画区域内に財産がありますと、固定資産税、都市計画税一緒に合算した形で納付してくださいという形にしていますので、入ってこないのは一緒に入ってこない形になりますので、落とすときには連動で落ちていく形になります。

磯野副委員長 払いますという相談があった場合、今回は固定資産税だけ払ってくださいとか、都市計画税だけにしますよとか、そういう納付というのは可能なのですか。

大平課長 分納等々してもらうときには、都市計画税と固定資産税は一体で課税して何%という形でやっていますので、払っていただくときには、一部納付するやつを固定と都市計画税と案分で入れていきますので、片方だけ入れて片方は入れないという形はしていかない形にしていますので、どこかだけが残ってしまっという形にはならないような形で収入する形にしています。

磯野副委員長 固定資産税なのですけれども、島のことをいうと、島の土地なんか、名義変更しないで、相続しないでずっと来て、相続人が何人もいるという、そういう場合は、そのうちの1人から固定資産税というのはなかなか難しいと思うので、そういう部分を不納として処理されていくのですか。

大平課長 課税するときには、その土地とか建物に対して課税します。登記されていない場合でもそもそものやつは課税しますので、どなたか代表者を決めていただいて、そちらの方を代表者として、うちとしてはそちらに納付してください、納付義務がありますという形でやっています。あとはご家庭の事情ですので、その方が亡くなってしまっているのか忘れているのかわかりませんが、必ずどなたか納税される方を決めますので、そちらの方に納めていただく。そちらがもし変われば、変わった先をうちとしては調査していきますので、よほどのことがない限り、納税義務者が誰かわからないという形には今のところはなっていないのかなという形で思っております。

磯野副委員長 よくあるケースとしては、土地の所有者が名義変更をしないで、とっくに亡くなった人の3代前ぐらいの人の名前だけが残っている。そういう場合はどこに請求されることになるのか。

大平課長 個別案件なのでいろいろなのですけれども、何代か前に亡くなったときに、その方の名義のときに、亡くなりましたよと。ご家族の相続権のある方々にどなたか代表を選んでくださいという形にしますので、その方にまず行きます。またそこで変わると代が変わりで来ますので、どうしますかという形でやっていきますので、どなたか順番に、いなくなればいなくなったで、次どうしますという形のやつをやっていきますので、誰

か必ず今のところは選ばれているというふうになっています。

磯野副委員長 そうすると、親戚の中の誰か、いわゆる納付義務を負う人がいるわけですね。その人が滞納したという結果になるのですか。何人も親戚がいてということになるのですか。誰か必ず義務があると。実際に相続登記みたいなのをしていなくても。

大平課長 登記するしないという形は、本来であれば登記というのは義務という形になっていると思いますけれども、それをしていなくても必ずうちとすると、納税に対してはどなたか義務者が出てきますので、選んでいただいて納めていただく。払っていただかないと、私たちは選ばれた方を代表者として、そちらの方に納めていただきたいという形をしますので、いろんな事情で変わるのであれば、それはまた身内の方々に選んでいただいてという形で進めていくことになっております。

磯野副委員長 最終的に未納の場合、その土地を町有地として没収するということは可能なのですか。

大平課長 できないことはないかもしれないのですけれども、うちでそういうのを持ってしまうと処分しようがないというか、普通でいくと、変な話、差し押さえ等々して競売という話はあるかもしれませんが、町有地としてうちが接收等々してどうこうするという形ではやらない。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

船本委員 この間の一般質問で太陽光パネルの関係、あれは固定資産税、3年間免除という形で聞いていたのですけれども、4年目から今の規模でどのぐらいの固定資産税になるのか。わからなければわからないで。

大平課長 まだでき上がっていないので、そもそもどれぐらいの投資額かわからないというのもあるので、金額もわかりませんし、あったとしてもそれこそ個別案件の、そこにかかっている経費が幾らで、うちが税金を幾らかけていいから免除になったという話になってしまいますので、個別案件

についてはお答えできませんので、申しわけありませんが、お願いいたします。

船本委員 　ただ、報道の部分で、町で企業振興条例に基づいて1,000万出すという形になったので、固定資産税はどのぐらい入ってくるのだろうということを知られたものだから、固有名詞は要らないのだけれども、太陽光パネルであれば、これだけの面積であればこのくらいの固定資産税かなという話でもいいのだけれども。

逢坂委員長 　暫時休憩します。

(休憩 14:26～14:27)

逢坂委員長 　休憩前に引き続き会議を再開します。

大平課長 　あそこについてはパネルの部分、固定資産の中でも償却資産という形になりますので、かかった費用に大体1.4%税金かかるのですけれども、耐用年数等々出てきますし、経済産業省で進めている部分で特例があって、その部分でも、たまたま今回だけは全額3年間なのですけれども、経済産業省の内容でいくと3年間減額するという制度もございますので、4年目からは普通になっていきますけれども、減価償却なので、一概に幾らという金額的なものも出てこないもので、申しわけございません。

船本委員 　毎年、例えば20年なり30年でかかった経費を落としていくということなのですか。減価償却というのは。

山川係長 　減価償却は、法人等もしくは個人が所得を軽減するために見る経費の部分でございますので、羽幌町が収入するための固定資産税としての償却とはまた違うものでして、償却資産の課税標準額を適用するために、取得価格に対して耐用年数に応じて課税標準額を決定していく際に、それが減価していった課税標準額が年々落ちるような仕組みとなっておりますので、そちらで課税額を決定するような形となります。

船本委員 最終的に税の関係になるのでお聞きしたいなと思うのだけれども、固定資産税、都市計画税については88%ぐらい、あとは90%台の収入率になっているのですけれども、80がいいのか90がいいのかわからないけれども、担当課としては努力しているのだなということは見えてきました。そこで、固定資産税、家を壊してしまえば税金が高くなるからそのまま置いているのだという話を2カ所ぐらいで聞きました。壊す前と壊した後でどのくらいの比率で高くなるのか。一概に高くなる、高くなるから壊すのを待つのだというような話が出ていたので。

山川係長 今おっしゃっていた中で、全てではないのですけれども、土地の上に専用住宅、要するに個人が住む家が建っている場合、その土地に対して住宅の軽減がかかることとなっております、その場合、確かに古い家屋を壊して住宅の軽減が外れてしまうと高くなるというケースは存在します。ただし、全ての家屋に対して軽減がかかっているものではなくて、車庫ですとか、専用住宅以外のものについては軽減がかかっておりませんので、逆にそういう場合は家屋を解体されたほうが家屋分の固定資産税がかからなくなるケースがございますので安くなるというような場合がございますので、一概に全てが高くなるというものではございません。

逢坂委員長 そのほかにもございませんか。

磯野副委員長 収納状況からは外れるのですけれども、税全般ということで。先般、特別交付税が新聞等であったのですけれども、羽幌町は19年度32.2%増、7,342万円ということで、留萌宗谷管内で一番の増額なのですけれども、中身は主にフェリー助成という部分だということなのですけれども、実際フェリーの助成に関しては国が半分、道4分の1、町4分の1ということで、4分の1の中で、いずれ特交であるので、町の部分としては金額的にそれほどでもないということなのですけれども、7,342万円のフェリー助成という部分は何の程度ものなんでしょうか。

逢坂委員長 磯野副委員長の質問は今日の案件から外れていますので、担当課のほうで答えられなければ私のほうでとめますけれども、とめてよろしいですか。磯野副委員長、そういうことで、今日の案件には含まれていないと

いうことで、大変申しわけございませんが。それでは、ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、私のほうから1点だけ、個人的なことになるのかどうか私も判断しかねるのですが、滞納整理特別対策本部ということで設置されて、滞納者に対して税の徴収を行っている真っ最中ということで、あとわずかだと思うのですけれども、その中で、これは11年ぐらい前から実施されていることなのですが、私が聞いたところでは、固定資産税も含め、国民健康保険税とかという部分についても、先ほど森議長もちょっとお話しされたのですが、納めなくても、そのまま黙っていれば税を取られなくていいということを何人かの方から聞いているのですが、その辺に対して常習的な方といいますか、当然押さえていると思うので、個人のことでその方がいいのですけれども、常習的な方についての対応というか、税の徴収、収納をどういうふうな形でやるのか。先ほど必ず取っています、取りますというふうに課長のほうから言われたので、であれば常習的なものは出てこないのかなと私は思うのですけれども、その辺どういうふうに行っているかというところをお願いします。

大平課長

どちらかという、私たちが今やっている部分でいくと、新しい滞納者の方を作らないというのが基本的な考えであります。というのは、ふやしてしまいますと払えないという形になってしまうので、なるだけ早い段階でそういう方には速やかに納めてくださいという形で、ためないような形をメインにやっています。ただ、委員長おっしゃられた、常習者というのがいいのかどうかはあれなのですけれども、なかなか消えていかない方は確かにいらっしゃいます。そこについては我々としても、いつまでたってもなくならないという形にはならないので、現年度分をメインでまずは納めていただく。その上で浮いたお金というか、少しずつでも古い部分を消していくという形でやっていますので、先ほどお話ありましたけれども、分納誓約とかを必ずとった上で、そこで不納欠損等々で消滅させるということはないような形で、少しずつでも古い分を納めていただいて、新しいものもなるだけゼロにする。現年分については完納していただきたいという形で、分納誓約をとった上で徴収しております。

ただ、なかなかご理解していただけない方もいらっしゃいます。理由の

部分でいくと、税金に回すお金がないということを使う方がほぼほぼなのですけれども、なるだけそういう部分は生活の見直しも、説明させていただいた上で少しでも切り詰めていただいた上で、皆さん公平に納めていただいている税金に回してほしいという話を、呼ばれるほうはしつこいなというぐらい、うちの担当者で来ていただいて話をしております。ですので、先ほど説明させていただいた本当に収入がない、生活保護になったという方は別としましても、払わないままで済んだのだよという方は基本的にはないと思っていますし、今後もそういうことはないような形で進めたいと思っています。

逢坂委員長 説明は大体わかったのですが、毎年、これは27年からののですが、前のやつを見ると不納欠損額というのが必ず出てきて、新たに常習的な部分は作らないということなのですが、私にすると、何年も前から聞いていると、常習的な人はずっと払わないでいくのかなというふうに捉えていた部分があったので、町はそういうふうな関係をしっかりとやられているというふうに今お聞きしたので、ぜひそういうふうにしてほしいと思いますが、必ずこういう方はいると思うのです。中身はわかりませんが。ですから、いろんな形で税の徴収、収納というのはされているので、世間的にそういうふうなことができないように今後も努力してほしいと思うので、ぜひいろんな方法、手段を考えていただきたいなと思います。特別町として、最終的な手段というか、申しわけないのですが、どのような手段が最終的な手段として考えているのか、もし答えれば答えたいのですが。

大平課長 基本的にはお話し合いをさせていただいて、一気に払えなくても分納という形で進めていって、きれいにしたいと思っています。ただ、どうしても払っていただける意思がないですとか誠意がない方につきましては、預貯金等々調べた上で差し押さえを実施するという形を考えています。固定資産税等々の場合ですと、押さえたとしてもその後競売してどうかという部分は難しい部分もありますので、そっこのほうは、やらなくていいとは思っておりませんが、まずは預貯金等々、そこから始めていってきれいな形にできればいいなと思っています。誠意がなければ預貯金差し押さえというのは進めたいと思います。

逢坂委員長 滞納者がゼロになるようによろしくお願ひしたい。ほかに何かあればお受けいたします。(なし。の声) ないようですので、今日の委員会についてはこれで閉会したいと思います。本日は大変ご苦勞さまでございました。